

販売の方法に係る技術上の基準に関する事項

省令		項目	申請内容
一般	液石		
40条 1号	41条 1号	高压ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること。	
2号	2号	充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをもってすること。	
3号	3号	充てん容器等の引渡しは、充てん期限を6か月以上経過していないものであること。かつ、その旨を明示すること。	
5号	5号	<u>圧縮天然ガス</u> を燃料の用に供する一般消費者、 <u>液化石油ガス</u> を燃料（工業用燃料を除く）の用に供する一般消費者に販売する場合、配管の気密試験のための設備を備えること。	
4号	4号	<u>圧縮天然ガス</u> を燃料の用に供する一般消費者、 <u>液化石油ガス</u> を燃料（工業用燃料を除く）の用に供する一般消費者に販売する場合、消費のための設備について、次に掲げる基準に適合することを確認すること。	
イ	イ	充てん容器等（内容積20ℓ以上に限る。以下同じ。）は、2m以内にある火気をささざる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。 ※ただし、告示で定める場合に限り、充てん容器等及びこれらの附属品から漏えいした高压ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、火気に触れないような措置を講じたときは、屋内に置くことができる。	
ロ	ロ	充てん容器等には腐食防止措置を講ずること。	
ハ	ハ	充てん容器等は、常に温度40℃以下に保つこと。	
ニ	ニ	充てん容器等（内容積5ℓ以下を除く）には転落転倒防止措置を講ずること。	
ホ		充てん容器等と閉止弁との間には調整器を設けること。 高压側：容器耐圧試験圧力以上の圧力で行う耐圧試験 及び 耐圧試験圧力の60%以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。 調整圧力：2.3 kPa～3.3 kPa 閉そく圧力：4.2 kPa 以下	
ヘ		配管は耐圧試験に合格する管を使用すること。 容器～調整器：容器耐圧試験圧力以上 調整器～閉止弁：0.8 MPa 以上（30 cm 未満のものは0.2 MPa 以上）	
ト		硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること。	
チ		調整器と閉止弁との間の配管は、当該配管の設置の工事を終了した後 4.2 kPa 以上の圧力で気密試験を行い、これに合格するものであること。	
	ホ	充てん容器等と閉止弁との間には調整器を設けること。 充てん容器等～閉止弁：2.6 MPa 以上の耐圧試験 及び 1.6 MPa 以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。	
	ヘ	配管は耐圧試験に合格する管を使用すること。 充てん容器等～調整器：2.6 MPa 以上 調整器～閉止弁：0.8 MPa 以上 ※調整器に接続する長さ 30 cm（屋外に設置した風呂がまに用いるものは2 m）未満の配管については、0.2 MPa 以上	
	ト	硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること又は継手を用いること。	

備考：申請内容欄には「別紙のとおり台帳を備え記録する」「基準どおり遵守する」「該当なし」等記載すること。